

氏名(本籍)	熊 <sup>くま</sup> 本 <sup>もと</sup> 史 <sup>ふみ</sup> 雄 <sup>お</sup> (東京都)			
学位の種類	博士(文学)			
学位記番号	博乙第2575号			
学位授与年月日	平成24年2月29日			
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当			
審査研究科	人文社会科学研究科			
学位論文題目	大戦間期の外務省と対中文化外交			
主査	筑波大学教授	博士(文学)	中野目	徹
副査	筑波大学教授	博士(文学)	千本	秀樹
副査	筑波大学教授	博士(文学)	伊藤	純郎
副査	筑波大学教授	博士(法学)	波多野	澄雄

### 論文の内容の要旨

本論文は、第一次・第二次世界大戦間期における日本外務省の対中国文化外交政策の解明を目指したもので、序章、終章をふくめて7章24節からなる作品である。全体の視点は、第一次大戦末期の1918年にアメリカ合衆国大統領T・W・ウィルソンが唱えた「平和14か条」に基づく「新外交」理念に応えるために、外務省が実施した「対支文化事業」への組織的取組みの実態に注目することで、当該期の外交史像の見直しを図ろうとするものである。

序章「課題と方法」では、まず、大戦間期を対象とする従来の日本外交史研究が、「ワシントン体制」の形成・崩壊過程という枠組みのなかで、代表的な外交リーダーの名を冠した「幣原外交」「田中外交」といった対比的な理解に終始する傾向が強かったこと、そして、「対支文化事業」が日中文化交流史の文脈で理解されてきたことが指摘され、こうした外交史像を転換することが課題であると述べられる。ついで、そのためには、「対支文化事業」を「新外交」へ対応するための施策の一つと捉え直し、この事業が外務省のなかでどのように準備され、実施に移されたのかを、担当部局の制度、人事及び予算といった組織の基本的事項の解明に加え、史科学の手法を用いた文書による組織の意思決定過程及び組織の構造や運用実態の解明(史料学的アプローチ)を通して一貫して検証していく、という方法の採用が提示されている。

第一章「第一次大戦末期の外交課題」では、当該期の日本の対中外交が「借款主義」といわれる経済投資によって北方政権を支援する方針に基づいていたのに対し、在満蒙權益の拡大と対米協調の維持という矛盾する課題の解決を図りつつ、「新外交」理念にも対応するための新たな政策として、文化外交が浮上してきたことを明らかにしている。その際、大正7年(1918)2月に在中国大使林権助と政務局第一課長小村欣一が主導して作成した意見書及び同年10月頃に小村が中心に作成したと推定される覚書が、外務省の政策転換に大きな影響を有していたことを指摘し、それによって、寺内正毅内閣から原敬内閣にかけての時期に、教育・文化・衛生などの分野に義和団賠償金を還付することで、大戦後の国際情勢に対応し、かつ、中国の対日感情を好転させるため、「対支文化事業」が創出される前提が構築されたことを説いている。

第二章「対支文化事業」の創出」では、大正9年(1920)に従来の政務局を中心とした体制が、亜細亜局、欧米局という地域局体制に改編されたことの意味を説明し、次に、「新外交」に対応するための広報・宣伝

活動を統括する部局として同10年(1921)に設置された情報部や『外務省公表集』発行などの公表外交の推進が、文化外交を補完するものであったことが述べられる。また、史料学的アプローチによって、「在華鉄道」問題を例に亜細亜局の政策決定過程を、全省的な政策調整機能を期待された参事官会議の実態をふくめて解明した。最後に、同12年(1923)に特別会計に裏打ちされた「対支文化事業」が開始された経緯を明らかにし、対支文化事務局の組織・人事の特徴や具体的な業務内容についても詳述しながら、中国情勢が流動化するなか政治情勢如何に左右されない新たな外交領域として同事業が位置づけられたことを指摘している。

第三章「文化事業部の独立と対中文化外交」では、亜細亜局が所管していた「対支文化事業」が、昭和2年(1927)に同局から独立した文化事業部が担当することになった経緯と意義を、東方会議の開催、済南事件の勃発、革命外交への対応を中心に、史料学的アプローチを駆使して分析した。同3年(1928)の済南事件を契機に、「対支文化事業」は日中共同から日本単独の事業に変更されるが、同部は民間団体や学校が実施する各種事業への補助・助成を主管し、国民政府による革命外交に対して「精神的帝国主義」という方針によって対処しようとしたことを明らかにした。しかしながら、「対支文化事業」の一環として同4年(1929)に設立された東方文化学院は、日本単独で「東洋文化ノ研究発揚」を図る機関として位置づけられたことに見るように、同事業の変質を画する性格を有するものであったことを示唆している。

第四章「文化外交の転換と「東亜」概念の登場」では、まず、中国情勢の変化に伴い文化事業部の政策理念であった「精神的帝国主義」論が動揺を来すなか、満州事変以後「対支文化事業」が「対満文化事業」を包含したものに拡大していく過程を、昭和9年(1934)に重光葵次官を中心に提唱され、当該期以降における対中外交の基調となっていく「東亜」概念の創出経緯のなかに位置づけた。さらにそれが、華北分離工作が進展するなかで経済開発策の一部に組み込まれ、「ワシントン体制」の見直しと「アジア・モンロー主義」への傾斜を促す要因になっていたことを明らかにした。あわせて、文化事業部のそのような政策転換を、全省的な調整・統合機能を欠いた外務省が修正できなかったことを、史料学的アプローチからの分析によって指摘した。また、昭和11年(1936)に創刊された『日本外交文書』の編纂方針にも、こうした外交理念の転換がうかがえるという。

第五章「日中戦争の勃発と対中文化外交のゆくえ」では、昭和13年(1938)に内閣の下に設置された興亜院をめぐる問題を、外務省と陸軍の競合の実態、同院設置後の対中政策決定過程の変容、そして文化外交が占領地行政の一部に組み込まれていくことを通して明らかにした。この間、文化外交に関する外務省内の見解は不統一で、すでに「帝国外交ノ前衛」と位置づけられていた「対支文化事業」から「精神的帝国主義」論は退けられ、文化事業部も廃止されるに至った。興亜院の枢要なポストは軍部によって占められ、文化外交に関する文書も興亜院に移管されたと述べる。そうした興亜院の意思決定過程の実態を、ここでも史料学的アプローチによって解明し、第一次大戦後から「新外交」理念の具現化として展開してきた対中文化外交が、中国をめぐる政治情勢のなかに呑み込まれ、陸軍が主導する占領地行政の一部に包含されてしまったことを実証的に示している。

最後に終章「成果と残された課題」では、はじめに本論文の成果を三つにまとめている。その第一は、「対支文化事業」が、大正12年から昭和13年までの間、外務省が主体となった対中文化外交として実施され、当該期における独自の外交領域として存続してきた点を明らかにしたことである。その独自性は、組織、人事、財政(対支文化事業特別会計法)及び記録文書の分類等の、あらゆる面からうかがえるという。第二に、対中文化外交の意思決定過程が、地域局の新設や、「対支文化事業」の開始、文化事業部の独立及び興亜院の設置等を画期として変化した点を、史料学的アプローチから明らかにしたことである。第三に、文化事業部による「対支文化事業」遂行の実態を、同じく史料学的アプローチを中心にした分析によって解明したことである。

以上の検討を通して、大戦間期の外務省が、「新外交」理念に対応するため、対中政策において文化外交を独自の領域として一貫して展開し、相手国の国民を直接対象とするパブリック・ディプロマシーを模索していたことを明らかにすることで、当該期の外交史像に新たな一面を付け加えることになったといえよう。

### 審査の結果の要旨

本論文は、大戦間期の日本外交の特質を、対中文化外交なканずく「対支文化事業」の遂行に外務省が組織的にいかに取り組んだのかという視角から明らかにし、従来の外交史像に変更を迫ろうとする野心的な作品といえる。とりわけ、外務省外交史料館が所蔵する当該期の外交文書の悉皆調査を踏まえ、文書群の構造を解明することを通して組織の実態と意思決定過程の変容から政策の評価を行う史料学的アプローチを採用することで、本論文の成果に対する信頼性を高めている点は高く評価できる。外務省の対中文化外交を担当する部局の動向に深く内在するという手法を採ったため、省内の他部局との関係や、内閣や軍部、政党やジャーナリズム（新聞、雑誌）など他の外交史のアクターへの配慮が欠けるという弱点は指摘できるが、これは本論文のような手法を採用した場合やむを得ないものであり、本論文の成果をいささかも減じるものではない。むしろ、本論文が提示した外交史像が従来のそれといかに斬り結び、新たな外交史像を構築することになるのか今後の展開が期待されるところであり、学界に貢献するところが大きいと考えられる。

平成 23 年 12 月 26 日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第 10 条（2）に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。